

使用料等の適正化について（答申）

平成25年1月31日

羽村市使用料等審議会

使用料等の適正化について

(答 申)

本審議会は、平成24年12月26日に貴職から諮問された「富士見霊園使用料等の適正化及び設定」について審議をしてきたが、このたび諮問項目について結論を得たので、ここに答申する。

平成25年1月31日

羽村市長 並 木 心 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会

会 長 矢 部 久 子

職務代理 河 村 孝 子

委 員 市 野 明

内 田 正 敏

宇津木 牧 夫

加 瀬 哲 夫

志 村 昭 一

武 元 幸 恵

田 村 義 明

原 翔 生

(五 十 音 順)

目 次

はじめに	1
使用料等の適正化及び設定についての意見	2
1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について	2
2 富士見霊園使用料等の適正化及び設定について	6
(1) 富士見霊園使用料の適正化及び設定について	6
区画墓地使用料	6
納骨壇使用料、更新使用料	7
合葬室使用料	7
(2) 富士見霊園手数料の適正化について	8
霊園管理手数料	8
墓地除草手数料	9
墓地許可証交付手数料	9
おわりに	12
資料編	13
1 諮問事項の過去の審議等状況	14
2 使用料等の検討資料	15
3 審議会の開催経過	21
4 羽村市使用料等審議会委員名簿	22

はじめに

富士見霊園は、市民の墓地に対する要望が多いことから、平成17年に霊園拡張用地を購入し、拡張用地及び既存霊園の整備について協議を重ねてきた。この結果、新たに区画墓地及び合葬式墓地を建設し、併せて既存霊園の道路舗装改修、あずまや、トイレ等の改修工事を行うこととなった。

そして、本審議会は、市長から諮問された富士見霊園使用料等の適正化及び設定について、市から示された資料を基に審議を進めてきた。

ここに、富士見霊園使用料等の適正化及び設定について、一定の結論を得たので答申を行うものである。

使用料等の適正化及び設定についての意見

1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について

公共施設の使用料や各種手数料等の額の設定については、これまでコスト計算を行うとともに、近隣自治体の状況などを考慮して決定してきた。そして、各施設使用料等の検証にあたっては、特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかどうかを判断するために、「使用料等の設定にあたっての統一的な基準」を前回（平成21年度）の使用料等審議会において選定している。

本審議会では、富士見霊園使用料等の適正化を審議するにあたって、霊園という特定の利用者が長期間にわたって占有する特性を勘案し、基本方針を下記「使用料等適正化のための基本方針」のとおり見直したところである。

【使用料等適正化のための基本方針】

1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

2 使用料の算定について

(1) 原価（対象経費）

従来、使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを原価（対象経費）とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、「市民全体の財産」として誰もが利用することができることから、公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の原価（対象経費）には算入しないこととしてきた。

しかしながら、富士見霊園の墓地については、特定の個人が占有して使用するものであるという性格を考慮すると、施設整備費などの資本形成に係る経費についても、使用料算定の原価（対象経費）として算入することとする。

* 使用料算定の原価（対象経費）一覧

項目	説明	備考
人件費	職員の給与や委員報酬などの人にかかる経費	
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など施設の維持管理・運営にかかる経費	
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など施設を修繕・維持するための経費	
補助費等	保険料、施設の維持管理・運営にかかる負担金、補助及び交付金など	
施設整備費	土地購入費、建築工事費、土木工事費、備品購入費など	

* 職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金を除く）を合算した一般会計にかかる一般職員（教育長、管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

（２） 原価計算（コスト計算）

施設使用料の原価計算（コスト計算）については、上記の対象経費を合算し、施設の区分毎に面積で按分して算出する。

（３） 使用料の計算

使用料は、各施設の区分により計算するが、基本は、1 m²又は1個当りなどの単価（コスト）を算出し求めていく。

3 施設のサービスの性質による負担区分

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場（公共）的サービスか、民間でも提供できる市場的サービスかという視点。もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎（必需）的なものか、選択的なものかというものである。これらを整理すると下図のようになる。

		非市場(公共)的			
選 択 的	公費負担	50%	公費負担	100%	基礎(必需)的
	受益者負担	50%	受益者負担	0%	
	公費負担	0%	公費負担	50%	
	受益者負担	100%	受益者負担	50%	
		市 場 的			

基礎(必需)的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス

選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス

非市場(公共)的サービス = 主として行政が提供するサービス

市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

	区 分	例
	基礎的、非市場的	道路、公園、小中学校施設など
	選択的、非市場的	体育館、運動場など
	選択的、市場的	保養施設、ホール、テニスコート、プールなど
	基礎的、市場的	住宅など

4 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担率は、100%を原則することが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

5 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の負担額と適正な負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

また、適正な受益者負担に対する利用者の意識も希薄化することとなり、結果として理解を得られにくくなる。

よって、定期的の使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

6 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が、絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。

2 富士見霊園使用料等の適正化及び設定について

(1) 富士見霊園使用料の適正化及び設定について

《結論》 別表のとおりとすることが適当であると考える。

従来、公共施設使用料の算定にあたっては、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、「市民全体の財産」として長期間誰もが利用できることから、公費（税金）で負担すべきものと考え、対象経費には算入せず、維持管理経費のみを対象としてきた。

しかしながら、今回の富士見霊園の墓地については、特定の個人が占有して使用するという性格を考慮し、建設費等の経費についてもコスト算定の対象経費として算入することとした。

霊園施設が特定の市民に必要となるサービスであり、かつ、民間でも提供されるサービスであることを考慮し、利用者負担率は概ね 50%～100%の範囲が適当であるとした。

審議にあたっては、下記の区分に分けて行った。

区画墓地使用料

納骨壇使用料、更新使用料

合葬室使用料

区画墓地使用料

区画墓地については、4.5 m²、6.0 m²の既存の区画墓地があり、使用料は平成 8 年 4 月に改定され現在に至っている。そして、今回の拡張工事に伴い 1.0 m²、1.5 m²の区画墓地が新設される予定である。

コスト算定を行った結果、1 m²当たりのコストは、170,333 円となった。

まず、審議会として、市を取り巻く財政状況や民間の霊園使用料との均衡などを考慮すると、利用者負担額を上げざるを得ないという意見で一致した。そして、特定の個人が占有して使用するという性格を考慮し、利用者負担の割合は概ね 70%～75%前後が適当であるとの意見で一致した。

納骨壇使用料、更新使用料

納骨壇使用料、更新使用料については、今回の拡張工事に伴い新設される合葬式墓地のうちの、いわゆるロッカー式墓地として利用する際の使用料である。

コスト算定を行った結果、1体当たりのコストは、163,458円となった。

区画墓地と同じく、利用者負担の割合は概ね70%～75%前後が適切であるとの意見で一致した。

合葬室使用料

合葬室については、今回の拡張工事に伴い新設される合葬式墓地のうちの、共同で永久埋蔵される合葬室の使用料である。合葬室で共同埋蔵となるのは、納骨壇の使用期間が20年間であることから、納骨壇の使用期間後に合葬室に移る場合と、納骨壇を使用せずに直接合葬室へ埋蔵される場合がある。

コスト算定を行った結果、1体当たりのコストは、27,892円となった。

区画墓地と同じく、利用者負担の割合は概ね70%～75%前後が適切であるとの意見で一致した。

(2) 富士見霊園手数料の適正化について

《結論》 別表のとおりとすることが適当であると考える。

前述の使用料の算定にあたっては、建設費等の経費についてもコスト算定の対象経費として算入することとしたが、手数料に係るコストの算定については、その性質上、維持管理経費のみを対象経費として算入することとした。霊園施設が特定の市民に必要となるサービスであり、かつ、民間でも提供されるサービスであることを考慮し、利用者負担の割合は概ね 50% ~ 100% が適当であるとした。

審議にあたっては、下記の区分に分けて行った。

霊園管理手数料

墓地除草手数料

墓地許可証交付手数料

霊園管理手数料

霊園管理手数料については、平成 6 年 4 月に設定され、現在に至っている。本手数料に係るコストは、霊園共用部分の除草、高木剪定、トイレ清掃、ゴミ処理等の経費に加え、新設される区画墓地・納骨壇・合葬室の管理を総合的に行うための経費などである。

コスト算定を行った結果、1 m²当たりのコストは 1,230 円となった。

今回のコスト算定では、霊園管理業務委託料が増えているが、これは、区画墓地の拡張及び合葬墓地の新設に伴い新たに発生するコストであり、逆を言えば、区画墓地の拡張及び合葬墓地の新設をしなければ発生しないコストである。手数料については、受益者負担の原則に基づき、利用者に応分の負担をしていただくことが求められ、霊園管理業務委託により富士見霊園を利用する方々が新たなサービスを享受できることとなることを考えると、利用者に応分の負担をしていただくことが適当である。

ただし、1 m²当たりのコストに対する利用者負担率を上げ、一律に各区画の面積に乗じて手数料を算出すると、既存墓地の 6.0 m²区画、4.5 m²区画の利用者にとっては実質的に値上げとなり、更に、区画の拡張及び合葬墓地の新設がなければ、霊園管理手数料のコストが上がることにはならなかったであろうことも考慮する必要があると考える。

また、各区画の面積に 1 m²当たりの手数料を一律に乗じて算出するこれまでの方式を採用した場合、1.0 m²区画及び 1.5 m²区画の利用者の手数料は低く抑えられることになり、民間墓地の手数料相場と比較しても低くなることから、区画面積が小さい場合は利用者負担率を高めを設定する傾斜算定方式が妥当であるとの意見で一致した。

なお、既存墓地の 6.0 m²区画、4.5 m²区画については現行手数料を据え置き、1.0 m²区画及び 1.5 m²区画については、前回審議会で適正な範囲とされた利用者負担率 85.3%に近い 81.3%とすることが妥当であるとの意見で一致した。

墓地除草手数料

墓地除草手数料については、平成 6 年 4 月に改定され、現在に至っている。本手数料は、区画墓地利用者のうち、除草が何らかの理由で出来ない方から市へ除草の代行を依頼されたものについて、年 4 回行う墓地の除草に要する経費として納入されるものである。

コスト算定を行った結果、1 m²当たりのコストは 508 円となった。墓地除草手数料の適正化について検討した結果、利用者負担率は 100%相当が適当との結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であるとの意見で一致した。

墓地許可証交付手数料

墓地許可証交付手数料については、昭和 59 年 4 月に改定され、現在に至っている。本手数料は、墓地使用許可書を書換え又は再交付をする際にその事務経費として納入されるものである。

コスト算定を行った結果、1 時間当たりのコストは 3,527 円となった。

墓地許可証交付手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。よって、現行手数料を据え置くことが適当であるとの意見で一致した。

使用料

単位:円

区 分		使用料	備 考
区画墓地使用料	6.0㎡区画	720,000	
	4.5㎡区画	540,000	
	1.5㎡区画	180,000	
	1.0㎡区画	120,000	
納骨壇使用料、更新使用料		120,000	
合葬室使用料		20,000	

手数料

単位:円

区 分		手数料	備 考
霊園管理手数料	6.0㎡区画	4,200	
	4.5㎡区画	3,150	
	1.5㎡区画	1,500	
	1.0㎡区画	1,000	
墓地除草手数料	6.0㎡区画	3,000	
	4.5㎡区画	2,250	
	1.5㎡区画	750	
	1.0㎡区画	500	
墓地許可証交付手数料	書換	1,000	
	再交付	500	
	書換・再交付	1,000	

おわりに

本審議会は、平成24年12月26日に市長から「富士見霊園使用料等の適正化及び設定について」諮問を受け、審議をしてきた。

審議会の基本的考え方については、既に記したとおりである。

このたび、審議会の議論をふまえ審議結果について答申するものであるが、今後も、市においては、使用料等の適正化について、絶えず検討されるとともに、それに相応する質の高い行政サービスを市民に提供されることを期待するものである。

資 料 編

1 諮問事項の過去の審議等状況

名 称	前回改訂 時期	経過 期間	平成21年度における審議経過			所 管
			審議	答申	改訂の有無	
使用料						
区画墓地使用料	H8.4	16				生活環境課
納骨壇使用料、更新使用料						生活環境課
合葬室使用料						生活環境課
手数料						
霊園管理手数料	H6.4	18				生活環境課
墓地除草手数料	H6.4	18				生活環境課
墓地許可証交付手数料	S59.4	28				生活環境課

2 使用料等の検討資料

コスト計算表

使用料名称: 区画墓地使用料

(単位:円)

区 分		金 額
人件費	職員人件費	221,931
	報酬	0
	小 計	221,931
物件費	賃金	0
	旅費	0
	需用費	0
	役務費	0
	委託料	0
	使用料・賃借料	0
	原材料費	0
	土地購入費	12,361,064
	工事設計費	2,352,000
	小 計	14,713,064
工事費	工事請負費	50,643,180
	その他	0
	小 計	50,643,180
補助費等	役務費	0
	負担金・補助交付金	0
	その他	0
	小 計	0
コ ス ト 合 計		65,578,175

新規墓地面積	385m ²
1 m ² 当たりコスト	170,333

(単位:円)

区分	1 m ² 当たり コスト	利用者負担分(使用料)		市負担分	
		現行金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C = B / A(%)	D = A - B	E = D / A(%)
区画墓地	170,333	100,000	58.7%	70,333	41.3%

試算

(単位:円)

区分	1 m ² 当たり コスト	利用者負担分(使用料)		市負担分	
		試算金額	負担率	試算金額	負担率
	A	B	C = B / A(%)	D = A - B	E = D / A(%)
区画墓地	170,333	90,000	52.8%	80,333	47.2%
		100,000	58.7%	70,333	41.3%
		110,000	64.6%	60,333	35.4%
		120,000	70.5%	50,333	29.5%
		130,000	76.3%	40,333	23.7%
		140,000	82.2%	30,333	17.8%
		150,000	88.1%	20,333	11.9%

備考

他の公営の区画墓地1m²当たりの使用料

	金額	(単位:円)
都立多摩霊園	903,000	
都立小平霊園	808,000	
八王子市	250,000	
日野市	70,000	
青梅市	14,000	

2 使用料等の検討資料

コスト計算表

使用料名称: 納骨壇使用料、更新使用料

(単位:円)

区 分		金 額
人件費	職員人件費	364,006
	報酬	0
	小 計	364,006
維持管理費	施設運営管理委託料	21,640,800
	施設維持管理委託料	41,600,000
	光熱水費	3,993,040
	補修工事	2,000,000
	備品	14,448,000
	その他	
	小 計	83,681,840
工事費	土地購入費	13,164,533
	工事設計費	2,504,880
	工事請負費	53,934,987
	小 計	69,604,400
補助費等	役務費	0
	負担金・補助交付金	0
	その他	0
	小 計	0
コ ス ト 合 計		153,650,246

収 蔵 遺 骨 数	940体
1 体 当 た り コ ス ト	163,458

試算

(単位:円、%)

区分	1体当たり コスト	利用者負担分(使用料)		市負担分	
		試算金額	負担率	試算金額	負担率
		A	B	C = B / A(%)	D = A - B
納骨壇 更新使用料	163,458	90,000	55.1%	73,458	44.9%
		100,000	61.2%	63,458	38.8%
		110,000	67.3%	53,458	32.7%
		120,000	73.4%	43,458	26.6%
		130,000	79.5%	33,458	20.5%
		140,000	85.6%	23,458	14.4%
		150,000	91.8%	13,458	8.2%

備考

納骨壇の使用者からは、その利用形態上、毎年の管理手数料を徴収しません。従って、管理手数料は、一括前払いという形で使用料に含めるものとしています。そのため、維持管理費である、施設運営管理委託料、施設維持管理料、光熱水費、補修工事費は、合葬墓地建物の耐用年数(40年)分の経費をコストとして計上しています。

納骨壇のお骨は、一定期間(20年)経過後、合葬室へ移動され、共同埋蔵となるため、納骨壇使用者は、納骨壇分と合葬室分の合計使用料を支払うこととなります。

更新使用料は、更新期間が20年であることから、納骨壇使用料と同額としています。

他の公営の納骨壇1体当たり使用料 (単位:円)

	納骨壇	合葬室	合計
八王子市	95,000	30,000	125,000
都立小平霊園	34,000	61,000	95,000

2 使用料等の検討資料

コスト計算表

使用料名称:合葬室使用料

(単位:円)

区 分	金 額
人件費	
職員人件費	148,679
報酬	0
小 計	148,679
維持管理費	
施設運営管理委託料	8,839,200
光熱水費	1,630,960
その他	
小 計	10,470,160
工事費	
土地購入費	5,377,063
工事設計費	1,023,120
工事請負費	22,029,783
小 計	28,429,966
補助費等	
役務費	0
負担金・補助交付金	0
その他	0
小 計	0
コ ス ト 合 計	39,048,805

収 蔵 遺 骨 数	1400体
1 体 当 た り コ ス ト	27,892

試算

(単位:円)

区分	1体当たり コスト	利用者負担分(使用料)		市負担分	
		試算金額	負担率	試算金額	負担率
		A	C = B / A(%)	D = A - B	E = D / A(%)
合葬室	27,892	10,000	35.9%	17,892	64.1%
		15,000	53.8%	12,892	46.2%
		20,000	71.7%	7,892	28.3%
		25,000	89.6%	2,892	10.4%

備考

合葬室の使用者からは、その利用形態上、毎年 of 管理手数料を徴収しません。従って、管理手数料は、一括前払いという形で使用料に含めるものとしています。そのため、維持管理費である、施設運営管理委託料、光熱水費は、合葬墓地建物の耐用年数(40年)分の経費をコストとして計上しています。

他の公営の合葬室1体当たり使用料 (単位:円)

	納骨壇	合葬室	合計
八王子市	95,000	30,000	125,000
都立小平霊園	34,000	61,000	95,000

2 使用料等の検討資料

コスト計算表

手数料名称: 霊園管理手数料

18

区 分		(単位:円)	(参考)
人件費	職員人件費	1,237,248	平成20年度コスト
	報酬	0	1,315,200
	小 計	1,237,248	0
物件費	賃金	0	1,315,200
	旅費	0	0
	需用費	242,809	0
	役務費	81,400	346,476
	委託料	4,955,389	55,183
	使用料・賃借料	0	2,317,618
	原材料費	0	0
	備品購入費	0	0
	その他	0	0
	小 計	5,279,598	2,719,277
維持補修費	施設修繕料	0	0
	工事請負費	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
補助費等	役務費	0	0
	負担金・補助交付金	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
年 間 コ ス ト		6,516,846	4,034,477
個人利用面積		5,299m ²	4,914m ²
1 m ² 当たりコスト		1,230	821

区分	1 m ² 当たり コスト A	利用者負担分(手数料)		市負担分	
		現行金額	負担率	金額	負担率
		B	C = B / A(%)	D = A - B	E = D / A(%)
区画墓地	1,230	700	56.9%	530	43.1%

備考					
【現行の算定の考え方】			【傾斜算定の考え方】		
1 m ² 当たりの単価で算出する。			(例) 面積に応じた傾斜負担		
区分	手数料(円)	利用者負担率	区分	手数料(円)	利用者負担率
6.0m ² 区画	4,200	56.9%	6.0m ² 区画	4,200	56.9%
4.5m ² 区画	3,150	56.9%	4.5m ² 区画	3,150	56.9%
1.5m ² 区画	1,050	56.9%	1.5m ² 区画	1,500	81.3%
1.0m ² 区画	700	56.9%	1.0m ² 区画	1,000	81.3%

他の公営の霊園1 m² 当たりの管理手数料
(単位:円)

八王子市	1,500
都立多摩霊園	620
都立小平霊園	620
日野市	550
青梅市	520

2 使用料等の検討資料

コスト計算表

手数料名称: 墓地除草手数料

19

		(単位:円)	(参考)
		平成20年度コスト	
区 分	金 額		
人件費	職員人件費	180,432	219,200
	報酬	0	0
	小 計	180,432	219,200
物件費	賃金	0	0
	旅費	0	0
	需用費	6,116	6,116
	役務費	0	0
	委託料	187,042	194,481
	使用料・賃借料	0	0
	原材料費	0	0
	備品購入費	0	0
	その他	0	0
	小 計	193,158	200,597
維持補修費	施設修繕料	0	0
	工事請負費	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
補助費等	役務費	0	0
	負担金・補助交付金	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
年 間 コ ス ト	373,590	419,797	
個 人 利 用 面 積	735m ²	735m ²	
1 m ² 当 た り コ ス ト	508	571	

		(単位:円、%)			
区分	1 m ² 当たり コスト	利用者負担分(手数料)		市負担分	
		現行金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C = B/A(%)	D = A - B	E = D/A(%)
区画墓地	508	500	98.4%	8	1.6%

備考	
利用者負担分(手数料)	
(単位:円)	
区分	
6.0m ² 区画	3,000
4.5m ² 区画	2,250
1.5m ² 区画	750
1.0m ² 区画	500

2 使用料等の検討資料

コスト計算表

手数料名称: 墓地許可証交付手数料

区 分		(単位:円) 金 額	(参考) 平成20年度コスト
人件費	職員人件費	141,768	157,550
	報酬	0	0
	小 計	141,768	157,550
物件費	賃金	0	0
	旅費	0	0
	需用費	0	0
	役務費	13,440	14,960
	委託料	0	0
	使用料・賃借料	0	0
	原材料費	0	0
	備品購入費	0	0
	その他	0	0
	小 計	13,440	14,960
維持補修費	施設修繕料	0	0
	工事請負費	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
補助費等	役務費	0	0
	負担金・補助交付金	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
年 間 コ ス ト		155,208	172,510
年 間 処 理 時 間		44時間	46時間
1 時 間 当 た り コ ス ト		3,527	3,750

区分	1時間当たり コスト A	処理時間 B	区分別 コスト C = A × B	利用者負担分(手数料)		市負担分	
				現行金額 D	負担率 E = D/C(%)	金額 F = C-D	負担率 G = F/C(%)
				書換	3,527	1.5	5,291
再交付	3,527	1.0	3,527	500	14.2%	3,027	85.8%

備考

他市との比較

(単位:円)

	書換	再交付	書換 + 再交付	郵送料	
羽村市	1000	500	1000	市負担	郵便書留
青梅市	300	100	400	市負担	普通郵便
八王子市	200	200	200	個人負担	普通郵便
日野市	500	200	700	市負担	普通郵便

3 審議会の開催経過

日 程	開 催 日	審 議 内 容 等
第 1 回	平成 24 年 12 月 26 日（水）	(1) 市長から審議会委員の委嘱状の伝達を受ける。 (2) 会長及び職務代理者の選出 (3) 審議会の傍聴の定めを決定 (4) 諮問及び諮問事項の内容説明を受ける。 (5) 公共施設使用料等設定の算定基準について確認 (6) 審議日程の調整 (7) 市の財政状況の説明を受ける。 (8) 富士見霊園の概要について説明を受ける。
第 2 回	平成 25 年 1 月 9 日（水）	(1) 富士見霊園使用料の適正化についての審議 (2) 富士見霊園手数料の適正化についての審議
第 3 回	平成 25 年 1 月 18 日（金）	(1) 答申案の内容確認
答 申	平成 25 年 1 月 31 日（木）	(1) 答申書を市長に提出

4 羽村市使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
市の公共施設の管理を受託している団体の代表者	田村 義明	
市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者	市野 明	
	宇津木 牧夫	
	加瀬 哲夫	
公共的団体の代表者	内田 正敏	
知 識 経 験 者	河村 孝子	職務代理
	志村 昭一	
	矢部 久子	会 長
その他市長が必要と認める者	武元 幸恵	
	原 翔生	

区分の中は、五十音順とした。